

## 意見書

平成 25 年 2 月 20 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 25 年 1 月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案」及び「接続料と利用者料金との関係について」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

## 【総論】

加入光ファイバ接続料については、平成 26 年度以降の算定方式について検討が開始されるものと理解しています。

今後も相当の需要が増加傾向にあることから将来原価方式を引き続き採用すべきと考えますが、現行の算定方式における、施設保全費、共通費・管理費、試験研究費に効率化への取り組み内容について透明性を高めて頂きたいと考えます。

具体的には、NTT 東西殿が当該接続料算定期間における経営効率化計画を策定し、情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会（以下、接続委員会という。）でその内容について精査を行うことを要望します。

また、将来原価方式を採用するには、現在特例的に乖離額調整制度が認められているところですが、以下の観点を検討し乖離額調整制度を認めるべきではないと考えます。

- 将来原価方式は、申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離は予測を行った申請者自らが責任を負うべきもの
- 将来原価方式において乖離額調整制度を認めることは、NTT 東西殿が実施することになっていた効率化の効果を結果として無効化してしまうこと

## 【各論】

### 1. エントリーメニューについて

加入光ファイバ接続料算定については<sup>※1</sup>、平成 24 年 3 月 29 日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申（以下、情郵審答申という。）で整理され、平成 24 年 9 月 4 日にシステム改修を行う前提でエントリーメニューの設定が認可されました。当該メニューのシステム改修については<sup>※2</sup>、補完的措置として時限的なメニューであることから、「コストを極力抑えるよう努めること」が条件として付されていましたが、NTT 東西殿各約 9,200 万円もの多額の費用をかけ、その費用が妥当かどうかの検証が十分なされないままシステム改修が行われ、その費用を回線管理運営費として接続事業者が負担をすることとなっています。

エントリーメニューについては、接続委員会において、ほとんどの事業者が積極的に利用する意向がなく利用可能性が著しく低いと想定されるメニューであること、また多額のシステム改修を行っていることから、総務省殿においては、競争評価で当該メニューの利用実数や費用対効果等といった導入効果

の検証・評価を行うべきと考えます。また、配線区画の拡大についての進捗についても、継続的に検証を行い、どの程度 FTTH 市場の活性化に寄与したかを具体的に検証すべきと考えます。

加えて、NTT 東西殿においては、加入光ファイバに係る接続料申請の際に当該メニューの利用実数や配線区画の拡大についての進捗についても併せて開示をすることで他事業者の検証が効果的に行えるようにして頂きたいと考えます。

## 2. 災害特別損失の扱いについて

昨年度に引続き、接続料の算定に当たり、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて当該接続料に算入しており、この算入については接続料規則に規定がないため、接続料規則第3条の許可を求めています。

NTT 東日本殿の説明によれば、災害特別損失として、施設保全費に、「グループ会社等による被災地支援経費」、「支援物資、運搬費」が含まれています。これらの費用について、接続料原価に含まれる施設保全費として計上すべきものか、その他費用においても、同様に接続料原価に含まれる災害特別損失として不適切なものが含まれないか、厳密に精査を頂きたいと考えます。

### ※1 加入光ファイバ接続料算定について

- 平成 24 年 3 月 29 日付け情郵審答申において、「配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当」と整理
- 平成 24 年 9 月 4 日 加入光ファイバ接続料に係るエントリーメニューの設定が認可

### ※2 システム改修について

- 平成 24 年 3 月 29 日付け情郵審答申 「多様な事業者の FTTH サービス市場への参入の弾力化が目的の一つであることに鑑み、NTT 東西においては、必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めること」
- 平成 24 年度 加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更認可申請(補正)の認可において、「必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めること」が条件として付与